

3割収入減少で、国保料（税）全額免除に 全生連、新潟県生連の申入れ・照会に厚労省が解釈を回答

厚労省国民健康保険課、総務省市町村税課は、4月8日付けで「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援について」とする事務連絡を都道府県におこないました。「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（4月7日閣議決定）で「感染症の影響で一定程度収入が下がった世帯に対し、国保料、国民年金等の保険料の免除等を行う。」としたことに基づき、国の財政支援対象となる保険料減免の取扱いを示しました。

しかし、問題や不明な点があることから、4月13日に全生連、新潟県生連、新潟守る会が厚労省、新潟県に要望・照会をおこない、同月17日に積極的な回答を得ました。

条例・規約を整備しなくても減免ができる 厚労省回答

「事務連絡」は、減免には条例や規約の整備が必要としています。全生連や新潟県生連は、迅速に減免ができるようにするために、市町村条例の「その他市長が認めたもの」を適用し減免することを求めました。厚労省は、「市町村の条例解釈及び改正の要否については各市町村に判断いただく」として、市町村が条例改正をしない場合でも、条例の解釈により実施できる旨を回答しました。

前年所得300万円以下で収入が30%減少した場合は 国保料（税）が全額免除

減免の「要件」は、次の3つすべてに該当する「主な生計維持者」です。

- 1 事業収入（給与）等の減少額が、前年の事業収入（給与）等の額の10分の3以上であること。
- 2 前年度事業収入（給与）等の合計額が、1000万円以下であること。
- 3 減収することが見込まれる事業（給与）収入等の所得以外の前年の所得の合計額が、400万円以下であること。

新潟県国保係は、新潟生活と健康を守る会の照会に、以下の回答をしました。

「事業収入等」は、売り上げ、給与収入などのことであり、経費（給与所得控除）を引いたものではない。

さらに、減免となる「30%減収」した「期間」については、「直近の3カ月など保険者（市町村）で適切に判断してもらえばよい」。

この「新潟県生連情報」を示して市町村への申入れを行いましょう。